

香川県広域水道企業団庁舎管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第7号

香川県広域水道企業団庁舎管理規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団庁舎管理規程（令和3年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
位置	庁舎	庁舎管理者	位置	庁舎	庁舎管理者
略	中讃庁舎	中讃ブロック統括センター所長	略	中讃庁舎	中讃ブロック統括センター所長
丸亀市飯山町川原1114番地1					
略					
坂出市室町二丁目2番2号					
<u>仲多度郡琴平町五條71番地</u>					
丸亀市垂水町304番地1					
略			略		
略			略		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。